

検討事項について

(1) 議長からの諮問事項

- ・副議長及び議会選出監査委員の任期について

(2) 委員からの提案に関する事項

- ・前期議会改革実行委員会から次期への申し送り事項

| No. | 提 案 内 容 | 提出会派 |
|-----|--|---------------|
| 1 | 1. 土、日曜日・夜間等の議会 2. 代表質問の復活 3. 議会事務局の「法制面」の強化 4. 予算決算委員会について | 新政クラブ |
| 2 | 1. パソコン・タブレットの持ち込みについて（一般質問以外） 2. 議会事務局に法制担当職員を配置することについて 3. 土・日曜日、議会の開催について（年に1回程度：3月） 4. 子ども連れの傍聴について（環境整備後に） | 公明党 |
| 3 | （文章中の「第〇条」は議会基本条例の条項を指す、また内容によっては他の条項と重複する場合もある） 第2条（議会の役割） 1、 議会による立法機能の強化（他自治体議会との連携も視野に） 2、 能動的で自律した委員会活動の実施（閉会中の調査や市への要望・提案等の提出、意見交換会など） 第3条（議会の活動原則） 3、 委員会自由質疑の継続・審査時間は従来通り | 明るい未来 ・やまと |

| | | |
|---|---|---------------------------|
| <p>4、</p> <p>5、</p> <p>6、</p> <p>7、</p> <p>8、</p> <p>第4条 (議員の活動原則)</p> <p>9、</p> <p>10、</p> <p>11、</p> <p>12、</p> <p>13、</p> <p>第6条 (会派)</p> <p>14、</p> <p>15、</p> <p>第7条 (市民参加)</p> <p>16、</p> <p>17、</p> <p>3 第8条 (会議及び情報の公開)</p> <p>18、</p> <p>19、</p> <p>20、</p> <p>21、</p> <p>22、</p> <p>第10条 (市長等の説明責任)</p> <p>23、</p> <p>24、</p> | <p>会派ごとに (但し議員別) 項目別議案賛否一覧の作成及びネット公開</p> <p>委員会審査結果へ委員賛否を掲載 (誰が反対し、賛成したか明確にする)</p> <p>議会広報機能の強化 (議会だよりという意味ではなく、総合的な意味で)</p> <p>議会だよりのA4化</p> <p>定例議長記者会見・議会記者発表の実施</p> <p>IT機器の積極活用 (会派に2台のパソコン貸与では時代にそぐわない)</p> <p>委員会、本会議へのタブレット端末持ち込み</p> <p>資料のペーパーレス化 (PDFなど)</p> <p>議員控え室を会派執務室に変更 (議員は控えている訳ではない)</p> <p>議会無線LAN環境整備</p> <p>全会一致の原則見直し (4分の3以上の賛成等)</p> <p>議員交流や親交を深めるための宿泊交流会の実施 (全額自己負担)</p> <p>議会のツイッター導入 (会期日程などの議会情報のお知らせなどに利用) メルマガ配信でも可 (広報機能強化の一環でもある)</p> <p>議会疑似体験 (こども議会、おとな議会等) の実施</p> <p>代表者会・全員協議会の会議録インターネット公開</p> <p>議員による代表者会の傍聴を可能にする</p> <p>議会中継や録画映像をスマホやタブレット端末でも視聴可能にする</p> <p>傍聴者に配慮した案内表示 (階段等)</p> <p>委員会ネット中継の早期実施 (中継実施が遅れるのであれば出張委員会を執行するなど情報公開の在り方を模索する議会の努力を明示する必要がある)</p> <p>予算決算資料の早期配布</p> <p>行政職員が本会議を欠席する場合、職務代行者が出席・発言する</p> | <p>明るいまらい</p> <p>・やまと</p> |
|---|---|---------------------------|

| | | |
|----------|---|------------------------|
| <p>3</p> | <p>第11条（行政評価）</p> <p>25、 議会による行政評価実現のための検討会発足（勉強会・研修会でも可）</p> <p>第13条（議長及び副議長）</p> <p>26、 議長・副議長選挙が無い年は信任投票を実施する（二年目に継続させるかどうか）</p> <p>第14条（政策形成等）</p> <p>27、 議員登庁日の設定（月に最低1日、議員が集まらなければ政策形成も不可能）</p> <p>28、 議員勉強会・研究会の開催（議員同士である案件を検討の開催（議員登庁日を利用すると想定して1日4コマほど実行可能ではないか））</p> <p>29、 議員研修の充実化</p> <p>第15条（政務活動費）第20条 議員報酬</p> <p>30、 政務活動費の再考（議員報酬減・政務活動費増、または政務活動費減・議員報酬増）</p> <p>31、 政務活動費使途基準の緩和</p> <p>32、 付属機関（審議会、組合等）の議会選出委員の報酬見直し（別に議員報酬を得ているため）</p> <p>第21条（議会改革のための組織）</p> <p>33、 市民参加型の議会改革検討協議会の実施（但し、採決は議員のみ）</p> <p>34、 市民等の議会改革検討協議会の傍聴を可能にする</p> <p>その他</p> <p>35、 基本条例改正（旧13条の復活、一般質問の条項、反問権、一問一答）</p> <p>36、 議会防災訓練の実施・控室に各自災害対策アイテムを保管（自己負担）</p> <p>37、 対面式演壇に配慮した議席指定（中央下段の議席を最初から空けておく）</p> <p>38、 自席マイク導入（移動時間減少⇒人件費減）</p> <p>39、 本会議場の有効活用（結婚式・発表会など）</p> <p>40、 議員名札の配布及び着用</p> <p>41、 これらの改革の実行に必要な会議規則の改正</p> | <p>明るいまらい ・やまと</p> |
|----------|---|------------------------|

★ 本会議

1. 議案の説明（予算・決算を含む）は、本会議で行い、委員会では行わない。即審査に入る。
2. 一般質問は「一問一答」式を導入する。

※自席マイクの整備

3. 代表質問の復活（予算・決算）。
4. 質疑・討論の「持ち時間制」を導入。

★ 委員会

1. インターネット中継の実施。
2. 各委員の質問に「持ち時間制」を導入。
3. 「持ち時間」は同じ会派の委員間では融通できる。
4. （ある程度の）事前通告をする。
5. 質問者の順番は予め決めておく（傍聴者やインターネット視聴者の利便性のため）。
6. 委員外議員の発言の禁止（委員外議員の質問は本会議で行う）。
7. 議員間討議の導入。
8. 予算・決算は、別に特別委員会を設けて行う。

★ 議会運営委員会

1. 議決は、例外なく多数決とする。

★ 代表者会

1. 代表者会はあくまでも、議長の諮問機関・会派間の「連絡・調整機関」であり、議決を行わない。

★ 全員協議会

1. 議会全体が関係することは、全員協議会で行い、議決は多数決で決する。

平成27年 明るいまらい大和
議会改革案

明るいまらい・やまと
代表 赤嶺 太一

- 1、 議会による立法機能の強化（他自治体の議会との連携も視野に）
- 2、 常任委員会の活性化（閉会中の調査や市への要望・提案等の提出、意見交換会など
- 3、 委員会自由質疑の継続・審査時間は従来通り
- 4、 会派ごとに（但し議員別）項目別議案賛否一覧の作成及びネット公開
- 5、 委員会審査報告書に委員賛否を掲載（誰が反対し、賛成したか明確にする）
- 6、 議会広報機能の強化（議会だよりという意味ではなく、総合的な意味で）
- 7、 議会だよりのA4版化
- 8、 IT機器の積極活用（会派に2台のパソコン貸与では時代にそぐわない）
- 9、 委員会、本会議へのIT端末持ち込み
- 10、 資料のペーパーレス化（PDFなど）及びFAX連絡のメール化
- 11、 議員控え室を会派執務室に変更
- 12、 議会無線LAN環境整備
- 13、 全会一致の見直し（議会基本条例に追加し、条例改正の手続きにより、決定方法の見直しを可能とする）
- 14、 議会のツイッター導入（会期日程などの議会情報のお知らせなどに利用）
- 15、 こども議会、おとな議会等の実施
- 16、 代表者会・全員協議会の会議録インターネット公開
- 17、 議員による代表者会傍聴許可
- 18、 議会中継や録画映像をスマホやタブレット端末でも視聴可能にする（録画配信の期間短縮）
- 19、 傍聴者に配慮した案内表示（階段等）
- 20、 委員会ネット中継の早期実施
- 21、 予算決算資料の早期配布（事務事業評価等）
- 22、 予算・決算特別委員会設置の検討開始
- 23、 議会による行政評価実現のための検討会発足（勉強会・研修会でも可）
- 24、 副議長・監査の申し合わせ任期変更
- 25、 議員登庁日の設定

- 26、 議員勉強会・研究会の開催（議員同士である案件を検討の開催（議員登庁日を利用すると想定して1日4コマほど実行可能ではないか）
- 27、 議員研修の充実化（職員向け各種研修への参加）
- 28、 議員報酬と政務活動費の再考（議員報酬減・政務活動費増、または政務活動費減・議員報酬増）
- 29、 政務活動費使途基準の緩和
- 30、 付属機関（審議会、組合等）の議会選出委員の報酬見直し（議員報酬を別に得ているため）による報酬一元化
- 31、 市民参加型の議会改革検討協議会の実施（但し、採決は議員のみ）
- 32、 市民等の議会改革検討協議会の傍聴を可能にする
- 33、 基本条例改正（旧13条の復活、一般質問の条項、反問権、一問一答、全会一致の見直し）
- 34、 議会防災訓練の実施
- 35、 対面式演壇の導入設置
- 36、 自席マイク導入（移動時間減少⇒人件費減）
- 37、 本会議場の有効活用（結婚式・発表会など）
- 38、 議員名札の配布及び着用
- 39、 議会事務局による無料通話アプリ運用
- 40、 議員による本会議、委員会の録音自由化
- 41、 各会派が作成している予算要望のインターネット公開

議会改革実行委員会事務局 殿

2015年10月2日

虹の会

議会改革実行委員

大波修二

議会改革項目

- 1 議会だよりの改善
(・A-4 化 ・制限時数の増大 ・紙面の改善)
- 2 委員会・本会議へタブレット機器持ち込み
- 3 議会事務局に法制担当の配置

議会改革実行委員会への日本共産党議員団の提案

- (1) 「言論の府」らしく、議員の質問、審議の時間は十分確保すること。
- (2) 議会事務局の「法制担当」の配置（議員提出議案の活性のために）
- (3) 予算、決算資料の早期配布
- (4) 議会HPの改善（スマホやタブレットでも議会中継を視聴できるようにする）川崎市、横須賀市は実施
- (5) 全員協議会の開催（各種報告をすみやかに行うこと）
茅ヶ崎市は月一回、藤沢市は常任協議会を実施
- (6) 議会傍聴の手話通訳、要約筆記の手配
- (7) 母子傍聴席の設置
- (8) ICレコーダーの議場持ち込み
- (9) スマホ、タブレットの議場への持ち込みは時期尚早
- (10) 代表質問（施政方針だけでなく市政全般とする）